



令和4年1月より任意継続被保険者制度の一部改正について

健康保険法等の一部改正に伴い、令和4年1月より任意継続被保険者制度について、下記2点の変更となりましたのでお知らせします。

被保険者からの申請による資格喪失が可能に

任意継続の脱退について、被保険者本人の意思に基づき申請すれば申請を受理した日の翌月1日付で任意継続を辞めることができます。

資格を喪失するときの条件

1. 任意継続被保険者の資格期間が満了したとき
2. 再就職して勤務先の健保または共済組合等の被保険者になった場合、その日に資格喪失
3. 亡くなった場合、翌日に資格喪失
4. 保険料未納の場合、納入期日（当月10日）の翌日で資格喪失
5. 後期高齢者医療制度の適用対象となった場合
 - ・ 満75歳に達したとき
 - ・ 65歳以上で介護を要する状態になり、市区町村の障害認定を受けたとき（任意）

↓↓令和4年1月より追加↓↓

6. 本人からの申し出（自己都合）による場合は、「資格喪失申出書」を当健保組合が受理した日の翌月1日に資格喪失となります。

※注）月の納入期日前に申出書を受理し当月の保険料が未納の場合は、納入期日の翌日で資格を喪失します。

申し出による資格喪失を希望される場合は下記申出書にご記入の上、お申し出ください。

[任意継続被保険者資格喪失申出書（PDF）](#)

標準報酬月額の見直し

任意継続被保険者の保険料は全額自己負担で、保険料額については次の（1）（2）のいずれか低い方に保険料率を乗じて算出しますが、今後は「健康保険組合が規約で定めた額」とすることができるようになります。

- （1）当該任意継続被保険者が資格を喪失したときの標準報酬月額
- （2）全被保険者の平均の標準報酬月額

当健保組合では**令和4年4月1日以降**の資格取得に関しては、**全ての方が資格を喪失したときの標準報酬月額をもとに保険料が決定されます。**